様式第１号

年　　月　　日

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付申請書

（あて先）

　　千葉市長

住所

法人名

代表者職氏名

　　　年度千葉市重度強度行動障害加算事業補助金の交付について、千葉市補助金等交付規則第３条の規定により、次のとおり申請します。

　また、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならないことを承諾いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助事業の目的及び内容 |  |
| 申請金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の | 着手予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 完了予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類 | １　別紙申請様式２　対象者の支援にあたる職員の雇用条件を確認できる書類（労働条件通知書の写し等）３　当該事業に係る収支予算書４　その他参考となる書類 |

※添付書類は、市担当者と確認のうえ、本申請に必要なもののみ提出のこと

様式第２号

千葉市指令　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　様

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金不交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のありました千葉市重度強度行動障害加算事業補助金について、次のとおり不交付とすることを決定したので、千葉市補助金等交付規則第４条第３項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

１　不交付の理由

２　不交付の決定日審査請求等について

３　審査請求等について

（１）　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

（２）この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第３号

千葉市指令　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　様

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付決定通知書

　　　年　　月　　日付けで申請のあった千葉市重度強度行動障害加算事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助金の交付決定額 |  　　　　　　　　　　　　　　　　円 |  |
| 補助金交付予定時期 |  　　  |
|  交付条件 | （１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。（４）補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。（５）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。（６）その他市長が必要と認める事項 |
| 備　　　　　　　考 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号

年　　月　　日

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金変更交付申請書

（あて先）

　　千葉市長

住所

法人名

代表者職氏名

　　　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　　　第　　　号により交付決定のあった千葉市重度強度行動障害加算事業補助金について、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金既交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 申請金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の | 着手予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 完了予定年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類 | １　別紙申請様式２　対象者の支援にあたる職員の雇用条件を確認できる書類（労働条件通知書の写し等）３　当該事業に係る収支予算書４　その他参考となる書類 |

※添付書類は、市担当者と確認のうえ、本申請に必要なもののみ提出のこと

様式第５号

千葉市指令　　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　様

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金変更交付決定通知書

　　　　年　月　日付け申請のあった千葉市重度強度行動障害加算事業補助金について、次のとおり交付決定したので、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付要綱第１１条第２項の規定により通知します。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 変更前補助金交付決定額 | 円 |  |
| 変更後補助金交付決定額 | 円 |
| 差引額 | 円 |
| 補助金交付予定時期 |  |
|  交付条件 | （１）補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。（２）補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。（４）補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。（５）この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。（６）その他市長が必要と認める事項 |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

年　　月　　日

千葉市重度強度行動障害加算補助事業中止（廃止）承認申請書

（あて先）

千葉市長

住所

法人名

代表者職氏名

　　　　年　　月　　日付け千葉市指令　　　第　　　　号で補助金の交付決定のあった　　　　千葉市重度強度行動障害加算補助事業について、千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 中止（廃止）の理由 |  |
| 中止（廃止）予定年月日 | 　　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日 |
| 添付書類 | １　補助事業の経過及び成果を証する書類等２　その他 |

様式第７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市重度強度行動障害加算事業費実績報告書

（あて先）

千葉市長

住所

法人名

代表者職氏名

　　　　年　月　日付け千葉市指令　　　第　　号により補助金の交付決定のあった　　　　千葉市重度強度行動障害加算事業費補助事業について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により、下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の経費精算額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の | 着手年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 完了年月日 | 　　　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 添付書類 | １　別紙実績報告様式２　各月における支出経費を確認できる書類（対象者に支援にあたった職員の賃金台帳の写し等）３　当該事業に係る収支決算書４　その他参考となる書類 |

様式第８号

千葉市達　　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　　様

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金額確定通知書

　　　　年　　月　　日付け千葉市重度強度行動障害加算事業費実績報告書により、補助金額を次のとおり確定したので、千葉市補助金等交付規則第１３条の規定により通知します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助事業の経費精算額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

審査請求等について

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第９号

年　　月　　日

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付請求書

（あて先）

　　千葉市長

住所

法人名

代表者職氏名

　　　　年　　月　　日付け千葉市達　　　第　　　号千葉市重度強度行動障害加算事業補助金額確定通知書により確定した補助金の交付について、千葉市補助金交付規則第１６条第１項の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　年　　　月　　　日交付　　　　　　　　円　　　　年　　　月　　　日交付　　　　　　　　円　　　　　　　　　　計　　　　　　　　　　　　円 |
| 交付請求額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 添付書類 | ・千葉市重度強度行動障害加算事業補助金額確定通知書の写し |

様式第１０号

年　　月　　日

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）

　　千葉市長

住所

法人名

代表者職氏名

年　月　日付け千葉市指令　　　第　　号により交付決定のあった千葉市重度強度行動障害加算事業補助金の一部（分割）事前交付について、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項の規定により、次のとおり請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額　 | 　円　　　　 |
| 補助金の既交付額 | 年　　　月　　　日交付　　　　　　　　　　　　　円　　 |
| 年　　　月　　　日交付　　　　　　　　　　　　円　　 |
| 計　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　　　 |
| 今回の交付請求額 | 円　　　　 |

様式第１１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市達　第　　　号

　　　　　　　　　　　　様

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付決定取消通知書

　　　　年　月　日付け千葉市指令　　第　　　号により通知した千葉市重度強度行動障害加算事業補助金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取消額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取消後の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取消の理由 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１２号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市達　第　　　号

　　　　　　　　　　様

千葉市重度強度行動障害加算事業補助金返還命令書

　千葉市補助金等交付規則第１８条第　項の規定により、次のとおり返還を命　　ずる。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　円　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　円　　　　　　　　　計　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還すべき金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日まで |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 |  |

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。